○総務省告示第二百五十八号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十六年六月三日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十六年七月三十日

総務大臣　新藤　義孝

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
青の会	山口　壮	山口　壮	長崎県島原市有明町大三東戊一七四四―一
上杉謙太郎後援会	友澤　聡介	島谷　豊	東京都港区西麻布二―一六―四
海と陸と空の会	武山百合子	齋藤真知子	埼玉県春日部市西金野井一八九六―五
近畿構想研究会	中馬　弘毅	西尾進一良	大阪府大阪市中央区東心斎橋一―七―三〇
せつお会	山口　節生	山口　節生	埼玉県さいたま市南区沼影一―一〇―一
高橋けんじ後援会	高橋　健二	成冨真都枝	佐賀県鳥栖市神辺町一五七〇―二三
笠哲哉事務所	阿部　哲哉	久保田雄一	神奈川県横浜市西区久保町二四―三

○総務省告示第二百五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十一条の四第一項及び第四項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三十日

総務大臣　新藤　義孝

別表第一中「中部日本放送株式会社」を「株式会社ＣＢＣテレビ」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年七月三十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
九七九	佐久間幸司	九七九　二三、八、三一	
一六一三	田中　治樹	一六一五　二五、七、一	
一九五六	北條　達人	一九六一　二六、一二、一	

○政治資金適正化委員会告示第五十二号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月三十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四六六九	荒牧　瑞枝	四六七九　二六、七、四	
四六七〇	長瀬　徹	四六七九　二六、七、四	
四六七一	斎藤　秀俊	四六七九　二六、七、四	
四六七二	中山　美砂	四六七九　二六、七、四	
四六七三	東　和宏	四六七九　二六、七、四	
四六七四	平田伸太郎	四六七九　二六、七、四	
四六七五	山下　智久	四六七九　二六、七、一	
四六七六	髙篠　伸子	四六七九　二六、七、一	
四六七七	岩城　弘明	四六七九　二六、七、一	
四六七八	丸山　桂	四六七九　二六、七、一	

○政治資金適正化委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十六年七月三十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名（新）	氏名（旧）
一三六〇	大村さくら	上谷さくら

○法務省告示第三百二十七号

広島県安芸高田市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十六年七月三十日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

広島県高田郡根野村字上根十八番屋敷
神田爲次郎

○法務省告示第三百二十八号

三重県四日市市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年七月三十日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

三重県四日市市大字羽津甲四千七十四番地
廣瀬　そて

○外務省告示第二百五十五号

平成二十六年六月三十日にプノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十六年七月三十日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百三十七億八千五百万円（一三、七八五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、付表4欄及び付表5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、カンボジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税